

欧米諸国における「著作権リフォーム」の 動向(その2)(完)

著作権委員会*

抄 録 近年、ネットワーク環境の変化や技術革新に伴い、インターネット上でのデジタルコンテンツの流通量が増加する一方、こうしたデジタル化社会に適応する新しい著作権制度のあり方を巡って、世界各地で頻繁に法改正議論がなされている。当委員会では、その中でも欧州と米国に焦点をあて、2015年6月号(その1)では欧州著作権リフォームの動向と英国著作権法改正、2015年7月号(その2)では米国著作権リフォームの動向について紹介する。

目 次

1. はじめに
2. 欧州著作権リフォーム
3. 英国著作権法改正
 3. 1 私的使用のための個人的複製
 3. 2 障害者のアクセス
 3. 3 公的機関による開示
 3. 4 研究、教育、図書館及びアーカイブにおける著作物の利用
 3. 5 引用・パロディ(以上、前号)
4. 米国著作権リフォーム
 4. 1 米国における議論概要
 4. 2 権利強化に関する論点
 4. 3 権利制限の拡大に関する論点
 4. 4 手続き面の見直し等による適正化に関する論点
5. おわりに
(以上、本号)

4. 米国著作権リフォーム

4. 1 米国における議論概要

米国著作権法が制定されたのが1976年、またデジタルコンテンツのインターネット上での流

通拡大や、これに伴って横行したデジタル海賊(digital piracy)に対応して制定されたデジタルミレニアム著作権法(Digital Millennium Copyright Act, 以下「DMCA」という。)が施行されたのが2000年である。その後の数年間でDMCAの想定をはるかに超越するようなデジタル技術が急速に発展し、誰もが自由に自己の著作物を発信し、また様々な媒体で、様々なスタイルで第三者の著作物を享受するようになった。それとともに著作者の権利を侵害する行為(あるいは著作者が十分にその恩恵を受けられない利用行為)の形態も幅が広がっており、現行の米国著作権法では対応に苦慮する事象が多く発生している。いわば、社会と著作権法との間にはかい離が存在している状況だといえる。そんな中、米国においては著作権リフォームの議論が2007年ごろから本格的に見られるようになった。

既に、多くの研究者によって著作権法改正への提言がなされたり、あるいは具体的な改正案が提案されたりしているが²⁵⁾、米国における著作権リフォーム論の最も特筆すべき点は、著作

* 2014年度 Copyright Committee

権法の包括的な改正、あるいは大改造というチャレンジな取り組みの必要性を「国家の機関が自ら」提唱しているところにあるといえるように思われる。

本稿では、米国における国家組織主導の著作権法改正の議論に関し、以下の3つを紹介する。

1) Next Great Copyright Act²⁶⁾

合衆国連邦政府の立法府であるアメリカ合衆国議会の下部組織、アメリカ議会図書館(Library of Congress)に属する著作権局(U.S. Copyright Office)の第12代局長 Maria. A. Pallante氏が2013年3月4日に米国コロンビア大学ロースクールにおいて行った講演である。

本講演において、Pallante氏は、現行の米国著作権法(1976年法及びDMCA)は年月の経過とともに歪みが生じていること、21世紀の生活においてはより多くの人々が著作権法の影響を受けるようになっていること等から、広範囲な著作権法の改正に包括的に取り組むべきであり、次世代の著作権法は「法律家軍団」の不要な、可読性のある、可能な限り理解しやすいものであるべきとしている。また、次世代の著作権法は、先見の明がありかつ柔軟であり、公共の利益に資することを第一に考慮すべきとも述べている。

このような基本的な考え方のもと、具体的な論点としては、きわめて幅広く、以下の10点が挙げられている。

- ①独占権見直し(録音物への公の実演権付与、インターネット上の著作物利用への頒布権の適用)
- ②付随的な複製
- ③権利行使(複製/頒布権侵害と違法ストリーミングの罪刑アンバランス是正、費用・コスト面を考慮した少額訴訟等の仕組み創設等)
- ④DMCAの機能状況に関する実績評価
- ⑤デジタル領域での権利消尽
- ⑥図書館/公文書館、視覚障害者、高等教育機

関等の例外規定の見直し

- ⑦利用許諾モデル、特に音楽著作物のより効率的な利用許諾モデルの構築
- ⑧デジタル作品の国家による収集を想定した柔軟性を持った納本制度
- ⑨権利者と利用者の負担のバランスを考慮した著作権保護期間の補正制度設計
- ⑩オプトアウトシステム導入の余地

なお、Pallante氏は「議会はすでに、これらの論点の多くについて長年議論を重ねており、数々の報告書等も公開しており、これらの問題の解決へ向けて機は熟している(必要なのは「決断」)。」としている。

2) Copyright Policy, Creativity, and Innovation in the Digital Economy (通称 Green Paper)²⁷⁾

経済成長の促進に関わる行政機関であるアメリカ合衆国商務省内に2010年4月に発足したInternet Policy Task Force(以下「タスクフォース」という。)により2013年7月に発行されたレポートであり、タスクフォースが米国特許商標庁(USPTO)や電気通信情報局(NTIA)ら関係機関とともに議論した近年のデジタル経済における政策や米国著作権法の各種論点をまとめたものである。

このGreen Paperでは、近年のデジタル経済の下で米国著作権法が有する論点や、政府・民間が行っている取組み等に幅広く言及しており、その中で米国著作権法が抱える課題や改善策、政府・民間の取組みについて現状支持できるもの、新たな措置として試みるべきもの等が紹介されている。タスクフォースは種々の論点において、議会や行政庁(すなわち商務省)へ改善策等を提言しているほか、関係当事者らによる議論(Roundtable)の開催を要請している。

Green Paperは以下5章から構成されている。

- ①著作権とインターネット：著作物の複製機会とその課題

- ②著作権とその例外（制限）のバランスの維持
- ③オンライン著作権侵害に対する適切な対抗措置
- ④適正なオンライン市場の確保
- ⑤結論

3) Roundtable²⁸⁾

Pallante氏の提言とGreen Paper内でその必要性について提案されたことを受け、2014年5月から7月まで全4回、米国特許庁と米国電気通信情報局が主催するRoundtableがアメリカ各地を巡回する形で開催された。このRoundtableには、毎回パネリストとして国内の法学者や著作権局関係者、また企業の法務担当者などが参加し、リミックスの創作における法的枠組みの必要性、デジタル環境におけるファーストセールドクトリン²⁹⁾の適用範囲と妥当性、そして法定損害賠償のあり方についてさまざまな観点からの議論がなされたが、その結果についての報告書が公表に向けて準備中である。また、Roundtableと同じく2014年に始まったPublic Meetingでは、DMCAのNotice and Takedown規定のあり方、そして現状のオンラインライセンス契約環境を促進するための政府の役割について、現在も継続して議論されている。

4. 2以降では、著作権リフォームの対象として挙げられている各論点について「権利強化に関する論点」、「権利制限の拡大に関する論点」、「手続き面の見直し等による適正化に関する論点」に分類してそれぞれのポイントを説明する。なお、Next Great Copyright ActとGreen Paperの双方で取り上げられている論点については、それぞれどのような提言がなされているのか比較することとする³⁰⁾。

4. 2 権利強化に関する論点

(1) 独占的権利の見直し

1) 送信可能化権

【現行法制度】

1996年12月に採択された「WIPO著作権条約

(World Intellectual Property Organization Copyright Treaty)』³¹⁾では、伝達権(8条)において、送信可能化についても著作権の効力範囲とされた。一方、現状の米国著作権法では送信可能化に関する明示的な規定がない。既存の権利である複製権(106条(1))、公の実演権(106条(4))に加えて、物理的な複製の規定である頒布権(106条(3))によって、伝達権で想定されているデジタルでの伝達に対応できると考え、明確な伝達権を規定しなかった。送信行為そのものは頒布権に含まれるが、送信可能化行為もこれに含まれるのかについては意見が分かれている。

【Next Great Copyright Act】

複数の裁判において、作品が実際に頒布されたことをどの程度証明しなければならないのか、作品が送信可能な条件になれば頒布権侵害の要件を満たすのか論点となっていることを指摘し、「頒布権の範囲」は中心的な検討課題である、としている。

【Green Paper】

米国の立法経緯においては、頒布権は公に複製物を頒布するための「出版権」に属するものであるとされている。これに基づいた判例³²⁾ではP2Pネットワークに繋がっているコンピュータの共有フォルダへの個人のアップロードに関連して送信可能化権が扱われ、また頒布権はWIPO著作権条約を反映した送信可能化権のコンセプトを含むこととされたが、一方これに反する判例も多数存在する。いずれにしてもこれらの判例はすべて頒布権の適用範囲のみに焦点を絞った、またこの問題について学術的に研究される以前の判決である、と指摘している。

2) 録音物に対する公の実演権の適用

【現行法制度】

米国著作権法では、録音物の著作権者は複製権と頒布権のみ有しており、放送、上映、朗読、演奏等、公衆送信権の概念を含む公衆への伝達

行為に該当する公の実演権が認められていない。なお、デジタル音源の著作物については1995年のデジタル演奏権法(Digital Performance Right in Sound Recordings Act)³³⁾ 制定によって公の実演権が与えられたが、アナログ放送に関しては、録音物の著作権者は許諾権を有していない。

【Next Great Copyright Act】

著作権局は長きにわたり、録音物について、米国法においても世界の他の先進国と同等のより完全な公の実演権を付与することを支持してきた、と著作権局の基本スタンスに触れている。そのうえで、インターネット上で録音物を提供するビジネスにおける経済的な不均衡を指摘し、またすでに議会ではすでに本論点について多くの検討を実施してきたことも挙げ、最終的にどのように解決策を講じるのが第一に解決すべき課題である、と述べている。

【Green Paper】

録音物に関する公の実演権についてのタスクフォースを立ち上げ、現在多岐にわたっているデジタル音楽サービスの種類分けを行い、基準を設定することによって、クリエイターや権利者が異なったサービスで受ける影響について調査検討すること、また、公の実演権を放送分野にも拡大することについて検討することを提案している。特に政府および著作権局は録音物の放送に関する公の実演権を創設することを訴え続けており、その理由は、海外の権利者は放送時に録音物に関する公の実演権を享受できるのにもかかわらず、米国の権利者は利益を享受できておらず、これは重大な損害であるからだ、と述べている³⁴⁾。

(2) 権利行使にかかる諸制度の適正化

1) 違法ストリーミングに関する刑罰

【現行法制度】

米国著作権法では、著作物を違法に複製や頒布する行為は刑法上の重罪 (felony) が適用さ

れる (506条 (a) (1) (A)-(C), 2319条 (b)-(d) (1))。しかし、例えば違法ストリーミング等、他の行為についてはこのような規定がない。

【Next Great Copyright Act】

違法ストリーミングの台頭に対する刑事訴追の可能性は、著作権法改正における重要な論点であると述べている。ストリーミングは「スポーツイベント、テレビ番組、映画、音楽等の権利者が利用者に対して自己のコンテンツを利用許諾し、利用者は自己の様々なデバイスでコンテンツにアクセスする」ものであり、成長分野の1つである。しかし、違法ストリーミングが悪意のある営利目的で行われていたとしても、複製や頒布と異なりその責任は軽罪に限定されること、また検察官も訴追をするインセンティブがほとんどなく、重大な不均衡であることを指摘している。

【Green Paper】

2008年頃から政府が取り組んでいる民事・刑事両面でのオンライン著作権侵害摘発の課題の1つとして、違法ストリーミング重罪化のための著作権法改正を指摘している。近年増加している違法ストリーミングに対し上記現行法制度では重罪を課せないため、罰則改正について著作権局が議会に働きかけており、タスクフォースもそれを支持している。

2) 少額訴訟

【現行法制度】

米国では、「最高\$5000を対象とした金銭の支払い」の請求に限定した、簡易裁判所の少額裁判 (Small Claims Court) 制度がある。当該制度は一般的な裁判と異なり、手続き面も簡易であり、また費用も安価である。一方、著作権に関する訴訟は連邦地裁の管轄であることから、手続き面が煩雑であり、一般的に高額の使用及び、解決までに相応の時間を要する。

【Next Great Copyright Act】

著作権訴訟は連邦裁判所の管轄であるが故に

一貫性が確保されているが、一方で、費用面、時間面のデメリットがあることを挙げ、多くの著作者からの請求を事実上阻害していると指摘している。そのうえで、経済価値として少額である請求を行う著作者を支援するために、議会が合理化された司法手続きを創設すべきか検討すべきである、と提言している。

【Green Paper】

少額訴訟制度は、大企業ではなく個人でも適切に保護が図れる有用な選択肢であると述べている。また、当該制度について議会要請により著作権局が行っている研究をタスクフォースも支援するとの言及がある。

3) 法定損害賠償

【現行法制度】

著作権侵害における損害額算定の困難性に鑑み、米国著作権法では法定損害賠償制度を導入している。著作物の発行後3か月以内に著作権登録を行った著作者には、法定損害賠償請求権及び弁護士費用賠償請求権が認められている(412条)。1999年にはその法定額の幅を一著作物あたり\$750～\$30,000(故意侵害の場合は最大\$150,000)に増額した(504条(c))。

【Next Great Copyright Act】

写真家等、多数の作品を制作し最も法定損害賠償を必要とする者にとって、現在の著作権登録制度は負担が大きいという意見があることに触れている。そのうえで、412条が「著作権者による法定損害賠償の選択権限確保」と「より完全な著作権情報の公的記録と議会図書館におけるより多くの著作物の所蔵」という本来の目的を達成しているのか、改めて検討してもよいのではないかと提案している。

また、法定損害賠償に関する論点は、その金額面、請求手続き面等多岐にわたることを指摘している。裁判所において指針を提供する等、検討すべきことは多くあるとしている。

【Green Paper】

法定損害賠償制度は、1999年に法定損害額を上昇させた結果一定の効果があり、特に孤児作品(Orphan Works: 著作権者不明の作品)の無断使用の抑止につながっていると述べている。一方で、経済的損害の危険性が高い大規模オンラインサービスや、個人によるファイル共有に対する法定損害額の在り方については、過度な侵害抑止はこうしたオンラインサービスや個人によるイノベーションを阻害したりそれらへの投資に悪影響を与えたりするとして議論が分かれている点にも言及している。そのため、タスクフォースにより公の議論を開催しパブリックコメントを募集することを提案している。

4) インターネットサービスプロバイダ(以下「ISP」という。)等による取組み

【Green Paper】

上記のほか、ISP等の民間団体による最近の取組みについても紹介している。例えばISPによる特定ウェブサイトへのアクセスブロックや特定コンテンツのフィルタリングについては、表現の自由とサイバーセキュリティの両立が望まれることを指摘している一方、ISPによる段階的レスポンス³⁵⁾を支持し益々効果が出るよう協力する旨言及している。

また、海賊版等の違法サイトを摘発する別の手段として、そのキャッシュフローを止めることも効果的であると紹介している(“Follow the Money” Approach)。具体的には、2011年頃から本格化して銀行やクレジットカード会社などの支払業者(Payment Processors)が自ら違法サイトとの取引を停止している取組みや、2010年頃より複数の民間団体が主体となって違法サイトの一覧をまとめる等して広告業者(Online Advertisers)が適法なサイトとしか取引しないよう対応している取組みを取り上げている。

(3) 利用許諾モデル（特に音楽著作物のより効率的な利用許諾モデル）の再構築

【現行法制度】

米国著作権法では、「音楽著作物（musical works）」について、音楽の定義が一般に認識されているため、法律上の定義は行っていない。102条（a）（2）では、音楽著作物は、歌の歌詞と伴奏の両方を含むと定義している。音楽著作物は、有形物に具現化することができるという特徴をもっている。

音楽著作物に関連する著作物として、101条では、「録音著作物（sound recordings）」について定義されている。米国著作権法では、録音著作物の基本的な特徴を定めることで、録音著作物として著作権取得可能な対象を他の著作物と区別している。録音著作物とは記録された実演であるという特徴をもっている。

音楽著作物と録音著作物は区別され、録音著作物の著作権者は、その録音物に記録された音楽著作物の著作権とは異なる権利を有することとなる。音楽著作物の著作権者は、完全な実演権を制御できるのに対し、録音著作物の著作権者は実演権を制御できないという違いがある。そのため、録音著作物を使用する場合には、両方の権利者の許諾を得る必要がある。また、録音著作物はそれが収録されている有形物に対する権利とも区別する必要がある。

なお、録音著作物については、1971年に初めて連邦法による正式な保護が認められた（録音物保護法）。それ以前の録音物については、州法の保護を求める必要がある³⁶⁾。

米国における音楽著作物の利用許諾は、音楽著作物か録音著作物かによって、1つの楽曲を利用する場合にも、異なった利用許諾を受ける必要がある³⁷⁾。

【Next Great Copyright Act】

効率的な利用許諾モデルがデジタルをとりまく市場で非常に重要であること、必ずしも立法

を必要とせず、さまざまなライセンスモデルがあること等を議会が認識していることに触れ、議会に対して新しい枠組みの検討を促している。

特に音楽分野の利用許諾モデルに関する改正を重要な論点として挙げている。現状の、歌ごとの機械的な利用許諾という基本的仕組みは100年以上変わっていない一方で、音楽の提供形態は、オンデマンドのストリーミング、恒久的なダウンロード、その他の商品との組み合わせ等様々であり、115条の課金レートがますます複雑になっていると指摘している。

また、すでに議会がウェブ放送、衛星ラジオ、その他録音物のデジタル形態での提供における法定利用許諾について再検討を開始したことを挙げ、課金額、法定許諾制度、録音物に対して付与される排他的権利の範囲等、包括的に検討する必要がある、としている。特に、著作物に関する公の実演権と比べて、録音著作物に関する公の実演権がデジタル送信に限定されている点や、報酬請求権の面でも著作物より不利である点については是正する必要がある、としている。

【Green Paper】

音楽業界を取り巻く環境が変遷していく現状に対応するため、適正なオンライン市場を早急に確保することが必要である、と述べている。アーティスト、ユーザー、それに付随する多数の契約、権利者がいるなかで、補償金とオンライン市場のイノベーションの適切なバランスを見つけるために、オンライン市場の新たなライセンスの枠組み構築が必要であり、また、一般消費者に対して、権利とその例外（制限）を周知し、合法的なオンラインサービスの利用促進を図るための公的教育を強化していくための努力が必要である、と指摘している。

その上で、法制度面については、録音著作物に関する公の実演権の権利の拡充を議会提案すべきであるとし、運用面については、複雑な音楽ライセンス市場の現状を解消するため、政府

は、著作権局の行っている著作権者登録システムの改善を支援し、容易に著作権者から適正なライセンスを得る仕組みを構築し、そのような仕組みの利用にインセンティブを与える規定の創設を支援すべきである、と述べている。

また、音楽市場におけるライセンス環境を促進するため、政府の適切な役割について、パブリックコメントを募集し、ラウンドテーブルを開催することを提案している。

4. 3 権利制限の拡大に関する論点

(1) 付随的な複製

【現行法制度】

米国著作権法では、以下のように特定の事実関係に基づいた付随的な複製に関して権利制限規定を設けている。

<1976年法>

- ・放送を送信するために行う一時的複製 (112条)
- ・著作物の利用に不可欠なコンピュータプログラムの複製物 (117条)

<DMCA>

- ・サービス・プロバイダが行う「素材の送信、転送、接続の提供又はその過程における素材の中間的かつ一時的な蓄積」、「システム・キャッシングにおける素材の中間的かつ一時的な蓄積」等 (512条)
- ・コンピュータの保守・補修作業にともなうRAM (Random Access Memory) に発生する複製 (117条)

【Next Great Copyright Act】

著作権局が発行した「DMCA第104条報告書」(DMCA Section 104 Report 2001年)³⁸⁾において、「デジタル時代の商取引の領域において著作物の一時的な複製が不明確であり、裁判所においてもどの程度の時間が“固定”と解釈されるかといった判断がケースバイケースであり一般的なルールが定められていないことに言及していること」、また「当該報告書では、追加し

て例外を設けることを提言していること」を指摘している。そのうえで、付随的な複製は、日常的に家電やコンピュータプログラムを含む様々な方法で合法的に消費者によって行われているためさらなる議論の余地があり、議会が合理的な見解を示すべきである、としている。

【Green Paper】

従来米国においては、複製の定義について、永久的な物理的コピーに限らず「十分に永久的か、知覚し、再現できる、または伝達するのに十分な一時的な持続も複製にあたる」³⁹⁾とし、さらには「RAMが読み込まれている時間の、実際には知覚し、再現できる、または伝達するのに十分な一時的な持続とは言えない短期間においても複製が行われているものと判断する」⁴⁰⁾と述べている。そのうえで、一時的な複製のうちストリーミング時のバッファコピーについて、米国著作権局は、商業的でありさらに形状を変更したうでの利用ではないが(つまりフェアユースの要件には該当しないが)、法的利用が既に許諾されている利用のためであること、既存の市場を促進させるものであることを理由に、バッファコピーはフェアユースに該当する、と述べている。

(2) フェアユース規定の適用範囲と権利制限規定の対象の明確化

【現行法制度】

米国著作権法では、著作権の例外として、107条にフェアユース規定、そして108条から122条まで個別の権利制限規定が設けられている⁴¹⁾。

【Next Great Copyright Act】

フェアユース規定は、事実の強固な当てはめが必要であるため、ルールの明確な線引きや、利用者の組織的な活動のための方法としては不適切であると述べ、次世代の著作権法を構築するための著作権の例外と制限について、主に以

下の4つの論点を挙げている。

- ①図書館、公文書館に関する基準の最新化
- ②デジタル時代のチャフィー修正 (Chafee Amendment: 目の不自由な人向けの条項) 作成
- ③高等教育機関とそのマーケットの生態系の問題への取り組み
- ④私的利用活動の明確化の検討

特に③に関しては、2002年に制定した例外規定(110条(2))は複雑さがその有用性を減殺していることを指摘し、質の高い教材を生む市場、適切なライセンススキーム、オープンソースによる素材、フェアユースの合理的な適用、図書館の例外規定、教授が自らの著作権を主張しない自由、目の不自由な人にもアクセス可能なフォーマット等に関する規定の再検討の必要性を説いている。

【Green Paper】

フェアユース規定に関して、確立した先例がない分野では、著作物の利用者によるフェアユース成立の可否は予測することが難しい。同時に、フェアユースの長所はその柔軟性でもある。

タスクフォースは、フェアユースの実態を調査する大学、研究機関等の個人の活動を援助するものとし、またフェアユース規定に関しては利用者と権利者から提供される研究結果が最も確実である、と述べている。さらに上記に追加して、以下の事項に関して、著作権の例外と制限規定として検討されるべきであると述べている。

- ①User Generated Contents (ユーザーが制作する著作物、以下「UGC」という。)としての音楽著作物のリミックス行為に関し、パブリックコメントの実施とラウンドテーブルを開催すること

リミックスは既存の著作物を改変したり組み合わせたりして造られた新しい著作物のことであり、今日のインターネットの特徴であるUGC

の一部である。現在の米国著作権法においては、リミックスは形状の変更、既存の著作物をベースとして、新たな表現や意味付けやメッセージを加えて、目的や性質の異なる新たな著作物を創作していると判断されフェアユースであるとされる可能性がある。問題は商業的か否か、潜在的マーケットへの影響があるかである。すでにフェアユースと判断された先例(芸術作品)はあるが、楽曲のリミックスに関しては判断されず、訴訟の対象となっている。

- ②108条(図書館の例外)に関し、タスクフォースを立ちあげ調査を行い、著作権局をサポートすること

1998年にDMCAによって図書館とアーカイブをデジタル技術に適応させるために108条を改め、図書館とアーカイブは現在、アナログ形式だけでなく、デジタル・フォーマットで最高3部のコピーまたは音声録音(phonorecords)を製造できるようになったが、複製物を自由に作成・利用することは禁止されている。近年前記改正がテクノロジーによって追い越されつつありさらなる改正が必要となってきたため、図書館・アーカイブ側と権利者・出版社側はこれら例外規定の改正に関して対立している。

- ③孤児作品の扱いに関し、タスクフォースを立ちあげ調査を行い、著作権局をサポートすること

2006年に著作権局が提出したレポートでは⁴²⁾、ユーザーが可能な限り「誠意をもって、著作権の所有者を見つけて、特定しようと検索」した場合は、孤児作品の使用を認めるべきであるとした。孤児作品問題に対処して、米国が国際的なリーダーシップを演ずることができるようにしなければならないが、まず国内レベルで、孤児作品の問題を調べるためにタスクフォースを立ち上げ、著作権局をサポートすることを提案している。

- ④マス・デジタルライゼーション(アナログから

デジタルへの大規模変換)に関し、タスクフォースを立ち上げ調査を行い、著作権局をサポートすること

データ化に関して個別の著作物の権利者に許諾を得るのは困難であり、孤児作品は未来のものに関しては法律で処理できても、既存の権利者の搜索はかなりの負担となる。ヨーロッパにおいては2011年、販売中止出版物(out-of-commerce)に対するデジタルライゼーションの簡易化のためのMOUが締結された。アメリカにおいては公共機関によってパブリックドメインの出版物のデジタル化が始められているが、他の出版物も対象にしたような幅広いプロジェクトは、権利者側に訴訟を提起されている例もある。著作権局はデジタルライゼーションとそれによる著作物の普及が、公共の利益を損なわない場合、著作権の制限と例外の適切といえる範囲を変えることになるかもしれない、という点に着目している。

(3) 権利者と利用者の負担のバランスを考慮した著作権保護期間の補正制度設計

【現行法制度】

EUが著作権の保護期間を著作者の死後70年に延長したことに対応して、1998年に施行されたソニー・ボノ著作権保護期間延長法⁴³⁾により、現在、米国著作権の保護期間は、①著作者の死後70年、著作者の死亡した年から起算(302条(a), (b)), ②職務著作、無名・変名著作物の場合は、発行年から95年または創作年から120年のうち最初に満了する方を適用(302条(c)), とされている。

【Next Great Copyright Act】

著作権の保護期間が著作者の死後70年という長期間であることは重大な影響を及ぼしており、この期間を如何に機能的なものにするかが問題であるとしている。そして、著作権有効期間の最後の20年間は、著作権登録がなされない

かぎり当該著作物をパブリックドメインとすることで著作権者と利用者の負担のバランスをとる、といったアプローチが取れるのではないかと提案している。

4. 4 手続き面の見直し等による適正化に関する論点

(1) DMCAの機能状況に関する実績評価

【現行法制度】

DMCAは、1996年12月にWIPO(世界知的所有権機関)で締結された「著作権条約」「実演・レコード条約」に基づき、米国著作権法をこれらの条約に整合させることを主目的として制定された(1998年10月成立、2000年10月施行)。「技術的手段の保護」(1201条)、「著作権管理情報の保護」(1202条)⁴⁴⁾、「サービス・プロバイダの責任制限」(512条)⁴⁵⁾をはじめとした、デジタル技術に対応した著作権に関するルールを作ったものである。

【Next Great Copyright Act】

DMCA制定から15年が経過し、制定当時よりも世界的に技術は進化している。関係当事者がどのように規定を実践しているか、裁判所がどのように適用しているのか等、法律の機能状況、実績を評価すべきである、としている。

特に、512条のセーフハーバーに関する不相当な多数の訴訟、Notice and takedownの証明責任に関する著作権者と仲介事業者との間の公平性等に言及している。またDMCAにおいて導入された技術的措置の「迂回」(jailbreaking)等に関する例外規定の制定過程を挙げ、規制制定過程と政策課題、政策行動との関連を指摘している。

【Green Paper】

Green Paperでは、512条に規定されるDMCAのセーフハーバー規定と関連し米国著作権法106条にも言及している。米国著作権法106条は、著作権を保有する者は、106条に掲げる行為を

行いまたこれを許諾する排他的権利を有する旨規定している。同条に排他的権利を許諾する点が挿入されたのは、副次的責任者の責任を明確化するためとされており、この点に関し判例法の蓄積により以下のような一定の場合には副次的に侵害に関与した者として法的責任を負うとの理論が構築されてきたことを紹介している (Doctrines of Secondary Liability)。

- ・ Contributory liability (寄与責任)：被告が侵害行為を知っている／知る理由があり、かつ実質的に寄与した場合
- ・ Vicarious liability (代位責任)：被告が侵害行為をコントロールできる立場にあり、かつ経済的利益を得た場合
- ・ Inducement liability (誘因責任)：被告が侵害を促す目的をもって侵害品やサービスを配布した場合

米国ではこの理論に基づいて、2005年頃よりP2Pファイル共有サービスや、ビデオ提供サイトが摘発されていることに言及している。

他方、DMCAのセーフハーバー規定は、ISPによる積極取締まで要求しない一方で、侵害行為の故意の見ごしは許されないことを意図している点に言及している。また、この点に関し侵害行為を把握していたことの立証責任がISP／権利者のどちらにあるか、まだ判例が分かれている点を指摘している。

また、DMCAのセーフハーバー規定の適用を受けるためには、ISPはISP自身のウェブサイトと著作権局にnoticeの送信先を示す必要があるが、その更新は義務でないため適切な更新がされていない。そのため、これを適時に更新するため著作権局が取り組んでおり、タスクフォースもその取り組みを支持している。

DMCAのNotice and takedown規定については、権利者側が頻繁にnoticeを出してもその都度侵害品が再掲載される一方、ISP側も削除に応じる頻度が増大しているという両者の負荷増

大を指摘している。そのため、タスクフォースは、当該規定改善のための関係当事者間の意見交換の開催を提案している。

(2) デジタル領域での権利消尽 (デジタルファーストセールドクトリン)

【現行法制度】

米国著作権法では、頒布権の消尽について「本編に基づき適法に作成された特定のコピーもしくはレコードの所有者またはかかる所有者の許諾を得た者は、著作権者の許諾なく、当該コピーまたはレコードを売却しその他占有を処分することができる。」と規定されている (109条)。

なお、「DMCA第104条報告書」⁴⁶⁾においては、デジタル複製物の送信を権利消尽の対象とすることについては否定的であった⁴⁷⁾。

【Next Great Copyright Act】

「DMCA第104条報告書」から10年以上経過し、デジタル環境におけるファーストセールドクトリンを合理的に説明するのは難しいだろうが、再度議会がこの論点を取り上げて検討することは可能だろうとしている。デジタル複製物が劣化しないこと、オンライン取引では複製物の販売からライセンススキームに移行していること、複製防止技術等の発展等を検討のポイントとして挙げている。

【Green Paper】

Pallante氏の提言で複製物の販売からライセンスのスキームに移行しているとある通り、特定の種類の作品のためのビジネス・モデルは販売よりもむしろ使用許諾で展開されており、ファーストセールドクトリンの適用を避ける形となっている。ライセンス方式は従来ソフトウェアで多く見られたものであったが、現在では電子書籍において一般的な形となっている。つまり今後販売という形が減少することにより中古市場は縮小する可能性がある。その中で、ファーストセールドクトリンの利点を保つ必要があ

るかを今一度検討しなければならないとして、パブリックコメントの実施とラウンドテーブルを開催することを提案している。

(3) 納本制度の最新化

【現行法制度】

米国内で出版された著作物の著作権者は、出版後3カ月以内に、議会図書館に最良版の完全なコピー2部を納本しなければならない(407条)。納本された著作物は著作権局で登記され、著作権登録が行われる(408条)。納本義務を履行しない場合、罰金が科されることとなる。

また、著作権局への著作権登録は、著作権侵害訴訟を提起するための要件(411条)及び法定賠償金を受け弁護士費用を侵害者に負担させるための要件(412条)となっている。

なお、2010年2月からオンラインのみで提供される電子出版物の議会図書館への納本制度が運用されている。

【Next Great Copyright Act】

納本制度がデジタル環境において適切に機能するように調整が必要であると説いている。例えば、デジタル作品の多くは「最良版(best edition)」ではないため、407条の適用範囲外となる。また、著作権者が実際に出版したフォーマットと図書館が納本のために要求するフォーマットが異なる可能性も指摘している。さらに、デジタル形態の納本では、ファイルのセキュリティ等に関する明確なルール作り等、国家による著作物の収集を支えるために十分な柔軟性が必要であるとしている。

(4) オプトアウト導入の余地

【現行法制度】

米国では、著作権管理団体に関する法律等はなく、参入規制もない。音楽分野では、ASCAP⁴⁸⁾、BMI⁴⁹⁾、SESAC⁵⁰⁾という3つの管理団体が併存している。また、言語の分野では

Copyright Clearance Center⁵¹⁾という例がある。いずれも著作権者が任意に著作権管理団体に加入し、当該団体が利用者に利用許諾することを認める「オプトイン」というスキームを採っている。

【Next Great Copyright Act】

著作物利用の一般原則である「オプトイン」ではなく、ある限定的分野で有効であることがすでにわかっている「オプトアウト」方式(著作権者が拒否しない限り許諾されたとみなす方式)を採用する余地がないか、といった提言をしている。

特に、オプトアウト方式の1つである拡張的集中許諾制度(Extended collective licensing)⁵²⁾について、①利用者に対して確実性をもたらす、②著作権者に対して報酬を提供する(特に大規模なデジタル化において)、③この仕組みからオプトアウトすることを望む著作権者に対しては、一定のコントロールを提供する、といった利点を挙げ、高等教育機関における著作物利用、図書館へのアクセス等での導入の有益性や仕組み等を議会が検討することを提案している。

5. おわりに

以上のように、「デジタル化社会」における著作物の新しい利用態様に対応が必要であることを背景に、各地域において、伝統的な著作権法制度の枠組みにとらわれることなく、直面する問題により実効的な解決をもたらそうとする方向で著作権のリフォームが進められている。

EUでは、指令によりEU加盟国間のハーモナイゼーションが担保される中、Copyright Codeのような横断的な取り組みも行われている⁵³⁾。

また、英国では、同国での近年の傾向⁵⁴⁾に倣って、著作権分野において「インディペンデント・レビュー」(有識者への諮問)というリフォームの進め方が取られたことに特徴がある⁵⁵⁾。論者の選定の仕方については問題になりうる

が、政府主導のもと、特定の有識者が論点を横断的に取り上げることで、統一的な視点からドラスティックな法改正への提言がなされやすいものと推察される⁵⁶⁾。

米国の場合も英国同様、政府主体でリフォームへの取り組みが進められており、有識者や各分野からのステークホルダーによる活発な意見交換がなされている。

もちろん、これらの取り組みが全て意図された構想どおりに進んでいるわけではなく、取り組みを進めるにあたっての問題点も浮かび上がってきている。例えば、EUにおいては、横断的な取り組みは私的な提言の域を超えるものとはなっておらず、個別具体的な論点ごとに対処してきた従来のあり方⁵⁷⁾から大きく踏み出せてはいない現状があり、英国においては、EU加盟国であることから、EU指令による二階層法令の制約があり⁵⁸⁾、リフォームの議論が指令の枠内にとどまってしまうことが難点となっているのが現状である。また、米国では各業界の利害関係の調整が困難なこともあり、現時点では実際の法改正や新たな制度の設立までには至っていない。

しかし、このような問題を抱えながらも、継続的な議論は行われており、例えば、米国では「オンラインライセンス環境の促進に向けて政府が担うべき役割」について、英国の集中管理ライセンス制度を参考にした意見交換の場として、パブリックミーティングが開催される予定となっているなど、利害対立を克服するための試みが模索されている⁵⁹⁾。

このような海外の国・地域における著作権リフォームの取り組みの内容、特に「直面する課題を解決するために、どのようなアプローチで著作権法制度の見直しに取り組んでいるのか」という点に着目することは、同様の問題状況を抱える日本国内での議論を進める上でも一定の参考になるものと思われる⁶⁰⁾。

当委員会としても、引き続き、世界的な著作権リフォームの動きに注目し、調査・検討を進めていきたいと考えている。

注 記

- 25) 例えばカリフォルニア大学バークレー校にて Pamela Samuelson教授が立ち上げた“Copyright Principles Project”, Neil Netanel教授の“Copyright Paradox (2008)”等々。
- 26) www.copyright.gov/docs/next_great_copyright_act.pdf
(翻訳版)石新 智規・山本 夕子 訳『知的財産法政策学研究 Vol.45』(2014年)のpp.33~78「次世代の偉大な著作権法」参照。
http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/57432/1/45_02.pdf
- 27) www.copyright.gov/docs/next_great_copyright_act.pdf
- 28) <http://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/copyrights>
- 29) いわゆる「頒布権の消尽」。適法に作成された特定のコピーもしくはレコードの所有者またはかかる所有者の許諾を得た者は、著作権者の許諾なく、当該コピーまたはレコードを売却しその他占有を処分することができる(109条(a))。
<http://www.cric.or.jp/db/world/america.html>
- 30) なお、その1においては日本法との比較を試みたが、米国の著作権リフォーム動向は流動的であり具体的な条文案等はないため、その2では割愛する。
- 31) http://www.wipo.int/treaties/en/text.jsp?file_id=295166
- 32) *A&M Records, Inc. v. Napster, Inc.*, 239 F. 3d 1004, 1014 (9th Cir. 2001), *Universal City Studios, Prod. LLLP v. Bigwood*, 441 F Supp d 185, 191 (D. Me. 2006) 等。
- 33) <http://www.copyright.gov/legislation/pl104-39.html>
- 34) <http://www.copyright.gov/docs/regstat073107.html>
米国では著作隣接権の概念がなく、録音物も著作権としての保護の対象となる結果、他国で保護されている著作隣接権者は米国においては著作権法による保護を受けていない。そこで「公

- の実演権」の一つとして権利の創設が希望されている。米国は著作隣接権が保護対象となっていないためローマ条約（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約）を批准しておらず、そのため、当該条約を批准している国の内国民待遇を受けられない。
- 35) 段階的レスポンスとはP2Pファイル共有のように、ISPを経由しない個人等を効果的に取り締まるための手段であり、ISPがP2Pファイル共有ユーザーに対し是正を求める緩やかな警告を送信し、是正されない場合は段階的に警告を強めていくものである。これにより、なるべく訴訟提起や懲罰を課すことなく円滑な取締りを図っている。
- 36) マーシャル・A・リーファー（著）牧野和夫（監訳）『アメリカ著作権法』のpp.185～192参照。
- 37) 一般財団法人 比較法研究センター『諸外国の著作権の集中管理と競争政策に関する調査研究報告書』（2012年）のpp.37～41参照。
http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/shogaikoku_kyososeisaku.pdf
- 38) <http://www.copyright.gov/reports/studies/dmca/sec-104-report-vol-1.pdf>
- 39) MAI SYSTEMS CORP. v. PEAK COMPUTER, INC., 991 F.2d 511 (9th Cir. 1993)
- 40) <http://www.copyright.gov/reports/studies/dmca/sec-104-report-vol-1.pdf>
- 41) 各規定は<http://copyright.gov/title17/92chap1.html>参照。
- 42) <http://copyright.gov/orphan/orphan-report.pdf>
- 43) <http://www.copyright.gov/legislation/s505.pdf>
- 44) 「アクセスコントロールを回避する装置等の製造、輸入、公衆への提供その他の取引（1201条（a）（2）および回避行為そのものを禁止（1201条（a）（1））」、「著作者の権利を効果的に保護するコピーコントロール等の技術的手段を回避する装置等の製造、輸入、公衆への提供、供給その他の取引を禁止（1201条（b）（1）」。
- 45) 題名等著作物を特定する情報、著作者名、実演者名等、著作物使用条件等の「著作権管理情報」に関し、「虚偽の著作権管理情報の提供や頒布、頒布目的の輸入の禁止（1202条（a）」、「故意に著作権管理情報を除去・改変すること、違法に除去・改変されたことを知りながら著作権情報を頒布目的で輸入すること、違法に除去・改変されたことを知りながらかかる著作権情報の付された著作物の頒布、頒布目的で輸入、公の実演することの禁止等（1202条（b）」。
- 46) 前掲注13)
- 47) なお、ReDigi事件（2015年3月30日ニューヨーク南部連邦地裁）においては、中古デジタル音楽をオンライン市場で提供する場合には、ファーストセールドクトリンは適用されないと判断されている。
http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/57432/1/45_02.pdf
- 48) <http://www.ascap.com/>
- 49) <http://www.bmi.com/>
- 50) <http://www.sesac.com/>
- 51) <http://www.copyright.com/>
- 52) 拡張的集中許諾制度は、特定の利用目的に基づき、ある利用形態に限定し、著作権者と利用者の代表が集中管理に関して互いに合意を締結、法の適用によってグループ全メンバー（権利管理が委託されていない著作物も含む）にその拘束力が及ぶ方式の集中許諾制度。北欧諸国で採用されている。
- 53) 知財管理2015年6月号 p.786 2. (2) 参照。
- 54) 今村哲也『著作権研究』No.38. p.181（本稿その1に出典詳細掲載）によると、ガワーズ・レビュー以前は知的財産法の分野ではインディペンデント・レビューは一般的ではなかった。
- 55) 知財管理2015年6月号 p.787 3. (1) 参照。
- 56) 高田英樹「英国財務省について（最終報告）」（2006年）の「第四章 業務の概観」（<http://www.geocities.jp/weathercock8926/treasuryfinalreport4.html>）においては、「インディペンデント・レビュー」では、ドラスティックな提言がなされる反面、産業界から大きな反発を招くこともあることも指摘されている。
- 57) 知財管理2015年6月号 p.786 2. (1) 参照。
- 58) 知財管理2015年6月号 p.786 2. (1) 参照。
- 59) <https://www.federalregister.gov/articles/2015/03/13/2015-05765/public-meeting-on-facilitating-the-development-of-the-online-licensing-environment-for-copyrighted>
- 60) 日本においても「IP2.0研究会」（<http://www.lab-kadokawa.com/service/ip2-0> 株式会社 KADOKAWA取締役会長の角川歴彦を座長とする有識者による研究会）のような私的な提言を行

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

う活動が出てきている。なお、知的財産戦略本部
検証・評価・企画委員会「知的財産推進計画
2015策定に向けた検討」第6回会合（平成26年
12月24日）において議論の素材として紹介され

ている。

WEB参照日：いずれも2015年4月2日

（原稿受領日 2015年4月2日）

